

議案第66号

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生
労働省令第46号）の施行等に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大等を行うため、この案
を提出するものである。

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原
市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第9条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科または当該課程を修めて同法の規定
による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第3項第5号の改正規定は、平成31年
4月1日から施行する。

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>・教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にすることに伴う改正</p> <p>・専門職大学の創設に伴う改正</p> <p>・放課後児童支援員の資格要件の拡大に伴う改正</p>